東かがわ市告示第139号

東かがわ市高等職業訓練促進継続給付金等事業実施要綱を次のように定める。

令和８年11月２日

東かがわ市長　上村　一郎

東かがわ市高等職業訓練促進継続給付金等事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第２号及び法第31条の10において準用する法第31条第２号に規定する高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）と同等の高等職業訓練促進継続給付金（以下「訓練促進継続給付金」という。）並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）第29条第１項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び令第31条の10第１項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金と同等の高等職業訓練修了支援特別給付金（以下「修了支援特別給付金」という。）（以下これらを「訓練促進継続給付金等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第２条　訓練促進継続給付金等の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住所を有するひとり親家庭の親（法第６条第１項又は第２項に定める配偶者のない者で民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に20歳以上の子その他これに準ずる者（以下単に「子」という。なお、その他これに準ずる者とは、当該配偶者のない者より年下の扶養親族（孫、ひ孫、弟、妹等）を指す。）を扶養しているものをいう。）であって、養成機関において修業を開始し、子が20歳に到達した日以後及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件の全てを満たすものとする。

（１）　母子家庭の母又は父子家庭の父（法第６条第１項又は第２項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）として訓練促進給付金を受給しながら養成機関において修業していた者であって、子の20歳到達後も引き続き養成機関において修業し、子を扶養していること。ただし、修了支援特別給付金については、養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）時点において母子家庭の母又は父子家庭の父であること。

（２）　児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第６条の７の規定は適用しない。）なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後１年間に限り、引き続き対象者とする。

（３）　訓練給付金の受給時に就職を容易にするために必要な資格として市長が定めた資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、訓練促進給付金の受給時から引き続き同一の養成機関において６月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者

（４）　就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者

（対象資格）

第３条　前条の対象資格とは、就職の際に有利となるものであって、かつ養成機関において６月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）について、訓練促進給付金と同一の資格とする。

（１）　看護師・准看護師

（２）　介護福祉士

（３）　保育士

（４）　理学療法士

（５）　作業療法士

（６）　保健師

（７）　助産師

（８）　理容師

（９）　美容師

(10)　前各号に準じ市長が地域の実情に応じて定めた訓練促進給付金と同一の資格

（支給期間等）

第４条　訓練促進継続給付金の支給期間は、前条の対象者の養成機関における修業を開始した日から修了日までの期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）から訓練促進給付金の支給期間を差し引いた期間を超えない期間で支給するものとする。この場合において、訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、訓練促進給付金の支給期間と通算して60月を超えない範囲で支給するものとする。

２　訓練促進継続給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅する日の前日の属する月まで支給するものとする。

３　修了支援特別給付金の支給は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。 なお、訓練促進給付金又は訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援特別給付金を支給するものとする。

（支給額等）

第５条　訓練促進継続給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法第877条第１項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進継続給付金の支給を請求する月の属する年度（４月から７月までに当該訓練促進継続給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定

による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額100,000円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額140,000円。）

（２） 前号に掲げる者以外の者　月額70,500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額110,500円）

（３） 訓練促進継続給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

２　修了支援特別給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

（１） 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が４月から７月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 50,000円

（２） 前号に掲げる者以外の者 25,000円

（３） 修了支援特別給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

（事前相談の実施）

第６条　母子・父子自立支援員は、養成機関において６月以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、訓練促進給付金の受給相談会等実施するなど受給希望者の事前把握に努めるものとする。

２　事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童の年齢を理由に、就職を容易にするために必要な長期間の修業を必要とする資格の取得を諦めることのないように必要に応じて助言するものとする。

３　本事業は、給付金の支給を行うことにより、生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握するものとする。この場合、プライバシーには十分配慮しなければならない。

（支給申請等）

第７条　訓練促進継続給付金等の支給を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、市長に対して、高等職業訓練促進継続給付金等支給申請書（様式第１号。以下「支給申請書」という。）を提出しなければならない。ただし、訓練促進継続給付金の支給申請は、訓練促進給付金の支給が終了した月の翌月以後に行うことができるものとし、修了支援特別給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。

２　支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認

することができる場合は、添付書類を省略することができる。

（１）　訓練促進継続給付金

ア　支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

イ　次に掲げるいずれかの書類

（ア）　支給申請者の前年（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」（様式第２号。以下「申立書」という。））及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

（イ）　支給申請者の前々年（１月から７月までの間に申請する場合には、３年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（申立書）及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ　第５条第１項第１号に掲げる者にあっては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第５条第１項第１号に掲げる者に該当することを証明する書類

エ　入校（入所）証明書等

支給申請時に修業している養成機関の長が在籍を証明する入校（入所）証明書等

（２）　修了支援特別給付金

ア　支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ　次に掲げるいずれかの書類

（ア）　支給申請者の前年（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（申立書）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

（イ）　支給申請者の前々年（１月から７月までの間に申請する場合には、３年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の

者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（申立書）及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ　第５条第２項第１号に掲げる者にあっては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第５条第２項第１号に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が４月から７月までの場合にあっては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）等、当該事実を明らかにする書類

エ　当該カリキュラムの修了証明書の写し又は、修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類

3　市長は、支給申請書の提出があった場合は、支給申請者が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なくその旨を当該支給対象者に対して高等職業訓練促進継続給付金（修了支援特別給付金）支給決定通知書（様式第３号）により通知する。

4　訓練促進継続給付金等の支給決定の審査にあたっては、有識者や就業関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する判定委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮し判定するものとする。

5　訓練促進継続給付金の各月の支給については、支給決定を受けた本人の普通預（貯）金口座への口座振込みにより、当該暦月中に行うものとする。

6　修了支援特別給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後、修了日から起算して30日以内に行われなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

7　修了支援特別給付金の支給については、支給決定を受けた本人の普通預（貯）金口座への口座振込みにより、当該暦月中に行うものとする。

（修業期間中の受給者の状況の確認等）

第８条　訓練促進継続給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）には、当該受給者が養成機関での在籍状況等を確認するため、毎月10日までに出席状況に関する報告書（様式第４号）又は養成機関が発行する修得単位証明書を母子・父子自立支援員に提出しなければならない。

2　受給者は、子を扶養しなくなったこと、市内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったときは、14日以内に、高等職業訓練促進継続給付金等受給資格喪失届（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

3　受給者は、当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第１項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第１項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に、高等職業訓練促進継続給付金等課税状況等届（様式第６号。以下「課税状況届」という。）を市長に提出しなければならない。

4　受給者が、東かがわ市内で住所を異動したとき、届出金融機関の変更を行ったときは、高等職業訓

練促進継続給付金等受給者住所変更・支払金融機関変更届（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（支給決定の取消し）

第９条　市長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消し、遅滞なくその旨を高等職業訓練促進継続給付金等支給決定取消通知書（様式第８号）により、当該受給者に通知するものとする。

（関係機関との連携等）

第10条　市は、関係機関等との連携等資格取得養成機関、就業関係機関、母子・父子自立支援員、母子・父子自立支援プログラム策定員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するとともに、制度についても広報等を活用して周知を図るものとする。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、令和８年11月２日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

東かがわ市高等職業訓練促進継続給付金等支給申請書

年　　月　　日

東かがわ市長　様

申 請 者 氏 名

高等職業訓練促進継続給付金・高等職業訓練修了支援特別給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

※ いずれかに○をつけること。

<table>
<tr><td rowspan="3">①氏　　名
（個人番号）</td><td colspan="2">ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td rowspan="3">生年月日</td><td colspan="2" rowspan="3">年　月　日生
（　歳）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人番号</td></tr>
<tr><td>②住　　所</td><td colspan="3">（〒　-　）</td><td colspan="2">電話（　）
－</td></tr>
<tr><td>③過去の受給の有無</td><td colspan="5">過去に（高等職業訓練促進継続給付金・高等職業訓練修了支援特別給付金）を受けたことが　（ある・ない）</td></tr>
<tr><td>④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">⑤養成機関及び修業内容について</td><td>養成機関名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">電話（　）
－</td></tr>
<tr><td>修業期間</td><td colspan="2">年　月　日 ～　年　月　日</td><td>養成区分</td><td>昼間・夜間</td></tr>
<tr><td>修業に係る資格</td><td colspan="4">看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・
保健師・助産師・理容師・美容師・その他（　）</td></tr>
<tr><td colspan="5">高等職業訓練促進給付金の受給時から引き続き修業する養成機関で（　ある　・　ない　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">⑥希望する支払金融機関</td><td>金融機関名</td><td colspan="3">口座の種類　　普通・当座・その他</td></tr>
<tr><td>支店名</td><td colspan="3">口座番号</td></tr>
<tr><td colspan="4">口座名義（フリガナ）</td></tr>
<tr><td colspan="4">□ 公金受取口座を利用します。</td></tr>
<tr><td colspan="5">（備考）</td></tr>
</table>

（注意）

1　「④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について」欄は、本給付近と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。

2　修業証明書等を添付する場合は、「⑤養成機関及び修業内容について」欄を記載する必要はありません。

（裏 面）

3　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第 38 号）第３条第１項、第４条第１項及び第５条第２項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「⑥希望する支払金融機関」欄に記載する必要はありません。

<table>
<tr><td colspan="5">⑦申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について
（住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">１氏 名
（個人番号）</td><td>ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="2" rowspan="2">年　　月　　日生（　　歳）</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>個人番号</td><td>続柄</td><td></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td>（〒　-　）</td><td colspan="3">申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２氏 名
（個人番号）</td><td>ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="2" rowspan="2">年　　月　　日生（　　歳）</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>個人番号</td><td>続柄</td><td></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td>（〒　-　）</td><td colspan="3">申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３氏 名
（個人番号）</td><td>ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="2" rowspan="2">年　　月　　日生（　　歳）</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>個人番号</td><td>続柄</td><td></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td>（〒　-　）</td><td colspan="3">申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当</td></tr>
<tr><td rowspan="3">４氏 名
（個人番号）</td><td>ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="2" rowspan="2">年　　月　　日生（　　歳）</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>個人番号</td><td>続柄</td><td></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td>（〒　-　）</td><td colspan="3">申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当</td></tr>
<tr><td rowspan="3">５氏 名
（個人番号）</td><td>ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="2" rowspan="2">年　　月　　日生（　　歳）</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>個人番号</td><td>続柄</td><td></td></tr>
<tr><td>住 所</td><td>（〒　-　）</td><td colspan="3">申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当</td></tr>
<tr><td colspan="5">（備考）</td></tr>
</table>

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

東かがわ市長　　様

住所

氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が１月から７月までの間にある場合は、前々年）の１２月３１日において年齢が１６歳以上１９歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族

１	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		続柄		生年月日	年　月　日
	個人番号		住所（別居の場合）			
２	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		続柄		生年月日	年　月　日
	個人番号		住所（別居の場合）			
３	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		続柄		生年月日	年　月　日
	個人番号		住所（別居の場合）			
４	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		続柄		生年月日	年　月　日
	個人番号		住所（別居の場合）			

【添付書類】

・１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

・この申立書は高等職業訓練促進継続給付金及び高等職業訓練修了支援特別給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が１月から７月までの間にある場合は、前々年）又は前々年（申請日が１月から７月までの間にある場合は、３年前）の１２月３１日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が１６歳以上１９歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。

・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が１月から７月までの間にある場合は、前々年）の１２月３１日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。

① 配偶者以外の親族（６親等内の血族及び３親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である 。

② あなたと生計を一にしている 。

③ 前年（申請日が１月から７月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が４８万円以下

④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告書の事業専従者でない 。

様式第３号（第７条関係）

高等職業訓練促進継続給付金（修了支援特別給付金）支給決定通知書

<table>
<tr><td colspan="2">①氏　名</td><td>フリガナ</td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日生
（　歳）</td></tr>
<tr><td colspan="2">②住　所</td><td colspan="2">（〒　－　）</td><td colspan="2">電話（　　）
－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">③養成機関及び修業内容について</td><td>養成機関名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2">（〒　－　）</td><td colspan="2">電話（　　）
－</td></tr>
<tr><td>修 業 期 間</td><td colspan="2">年　月　日～　年　月　日</td><td>養成区分</td><td>昼 間・夜 間</td></tr>
<tr><td>修業に係る資格</td><td colspan="4">看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師・その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">④訓練促進継続給付金の支給期間及び月額</td><td colspan="4">年　月 ～　年　月 月額　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤修了支援特別給付金支給額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
</table>

さきにあなたから提出のありました高等職業訓練促進継続給付金等支給申請書に基づき審査したところ上記のとおり決定したので通知します。

年　月　日

東かがわ市長　　㊞

（注意）

１　前月分の出席状況に関する報告書を毎月１０日までに担当母子・父子自立支援員に提出してください。提出がない場合及び年間カリキュラムに組み込まれている事由以外により月の出席日数が１日もない場合は、高等職業訓練促進給付金は支給されません。また、支給期間はカリキュラム修了に要する最短期間を限度とします。

２　養成機関修業を途中でやめたり、転居した場合、扶養義務者と同居を開始した等の変更があった場合、また、支給決定通知書に記載された事項に変更が生じる事由が発生した場合は、速やかに母子・父子自立支援員に届け出てください。

３　７月以前からの受給者で８月以降、高等職業訓練促進継続給付金を受給したいときは、高等職業訓練促進継続給付金課税状況等届に生計を同じくする者全員の市町村民税の課税状況を添えて８月 14 日までに提出してください。（課税される者がある場合及び提出がない場合は、８月以降の訓練促進給付金は減額される場合がありますのでご注意ください。）

様式第４号（第８条関係）

出席状況に関する報告書（　　年　　月分）

<table>
<tr><td colspan="2">①氏　　名</td><td colspan="4">フリガナ</td></tr>
<tr><td colspan="2">②住　　所</td><td colspan="2">（〒　　－　　）</td><td colspan="2">電話（　　）
－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">③養成機関及び修業内容について</td><td>養成機関名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="2">（〒　　－　　）</td><td colspan="2">電話（　　）
－</td></tr>
<tr><td>修業期間</td><td colspan="2">年　月　日～　年　月　日</td><td>養成区分
〇で囲んでください。</td><td>昼・夜</td></tr>
<tr><td>修業に係る資格</td><td colspan="4">看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師・その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">④要出席日数</td><td colspan="4">日</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤出席日数</td><td colspan="4">日</td></tr>
<tr><td colspan="6">※</td></tr>
</table>

上記のとおり、東かがわ市高等職業訓練促進継続給付金受給者の出席を証明します。

年　　月　　日

養成機関

住所

機関名

養成機関の長　　㊞

（注意）

養成機関の長の証明印を押印のうえ、毎月 10 日までに提出してください。

提出がなければ、高等職業訓練促進継続給付金の支給が遅れることがあります。

様式第５号（第８条関係）

高等職業訓練促進継続給付金等受給資格喪失届

提出日　　年　　月　　日

① 氏　　名	フリガナ 	
② 住　　所	（〒　　－　　）	電話（　　） －
③ 受給資格がなくなった理由	イ　母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったため。 ロ　東かがわ市外へ転出したため。 ハ　養成機関への修業を取りやめたため。 ニ　その他	
④ 理由が発生した日	年　月　日	

上記のとおり、高等職業訓練促進継続給付金を受ける資格がなくなりましたので、届け出ます。

氏名

添付書類

受給資格がなくなった理由が

イの場合…戸籍謄本及び住民票

ロの場合…住民票

様式第６号（第８条関係）

高等職業訓練促進継続給付金等課税状況等届

提出日　　年　　月　　日

<table>
<tr><td>① 氏　名</td><td colspan="3">フリガナ</td></tr>
<tr><td>② 住　所</td><td colspan="2">（〒　　－　　）</td><td>電話（　　）
－</td></tr>
<tr><td rowspan="6">③ 届出の内容</td><td colspan="3">イ　課税状況の変更（新年度の課税状況の届出を含む。）
ロ　生計を同じくする扶養義務者等の異動
内 容
発生日　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">生計を同じくする者の氏名を以下に記入してください。うち新たな世帯構成員については、④欄にも記入してください。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">④ 新たな構成員
氏　名
（個人番号）</td><td>ﾌﾘｶﾞﾅ</td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">昭・平・令
年　月　日生
（　　歳）</td></tr>
<tr><td>個人番号</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="2">（〒　　－　　）</td><td>続柄</td></tr>
<tr><td colspan="4">上記のとおり、変更がありましたので届け出ます。
氏名</td></tr>
</table>

添付書類

イの場合…全員の課税状況

ロの場合…住民票及び同居開始の場合は扶養義務者の課税状況

様式第７号（第８条関係）

高等職業訓練促進継続給付金等受給者

住所変更・支払金融機関変更届

フリガナ	
氏 名	

住所変更	新	（〒　　－　　） Tel　－　－
	旧	（〒　　－　　） Tel　－　－

※銀行及び振替預入の口座名義は、受給者氏名のものに限ります。

支払金融機関の変更	金融機関名	本支店名	口座種類	口座番号
			普通	
	口座名義人		(ｶﾀｶﾅ)	

上記のとおり、届け出ます。

年　月　日

氏 名

東かがわ市長　様

※変更後の支払金融機関の通帳のコピーが必要

様式第８号（第９条関係）

高等職業訓練促進継続給付金等支給決定取消通知書

① 氏　名	フリガナ
② 住　所	（〒　　－　　）
③ 受給資格がなくなった理由	イ　母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったため。 ロ　東かがわ市以外へ転出したため。 ハ　養成機関への修業を取りやめたため。 ニ　その他
④ 支給決定取消額	月額　　円
⑤ 受給資格がなくなった日	年　　月　　日

上記のとおり、受給者は高等職業訓練促進継続給付金を受ける資格がなくなりましたので、支給の決定を取消すことを通知します。

なお、これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、書面で、東かがわ市長に対して審査請求をすることができます。

年　　月　　日

東かがわ市長

様